# A. 学生生活の心得

- 1. 身分証明書並びに学生生活の手引き
- 1) 入学時に身分証明書の交付と学生生活の手引きを受け取り、常時携帯して、本学教職員の請求があった場合はこれを提示しなくてはなりません。
- 2) 身分証明書は、卒業、退学、除籍の場合、またはその有効期限が経過した場合、速やかに返納してください。
- 3) 身分証明書を紛失したり、汚損した場合は、直ちに所定の書式により届け出て再交付を受けてください。その際、所定の手数料を納めなくてはなりません。特に紛失した場合、身分証明書を悪用される恐れがありますので最寄りの警察にも届け出てください。
- 4) 身分証明書は、他人に貸与または譲渡することはできません。
- 5) 身分証明書は、定期試験を受ける際に必要であり、学割、通学証明等の 各証明書を発行する際、提示が義務づけられています。身分証明書がな いとこれらの発給が受けられませんので、十分注意してください。

#### 2. 学籍に係わる手続き

### 【通学住所・身上などの変更】

- ◇次の場合には速やかに変更手続をしてください。
  - ①本人が居住地を変更した場合→現住所変更届
  - ②改姓名・転籍・保証人変更・帰省地の住所変更・師僧変更→所定の 変更届

# 【退学・休学・復学・再入学】

- ◇次のいずれかの場合には、速やかに手続をしてください(詳細は大学要覧を確認してください)。
  - ①退学
  - ②休学(休学期間は一年を超えることはできません。一年を超えた場合は自然退学になります。)
    - 4月1日からの休学手続期間:2月末日(消印有効) 9月21日からの休学手続期間:8月20日(消印有効)
  - ③復学
  - ④再入学

#### 3. 履修手続

#### 【履修登録(手続)】

- ◇履修登録についての詳細は、毎年度行われるオリエンテーションで説明 しますので、必ず出席してください。オリエンテーションでは、当該年 度開講する講義概要、授業計画、授業時間割、その他履修登録に必要な 書類を配布しますので、注意事項をよく読んで間違いのないように、下 記の手続をしてください。
  - ①履修登録

履修登録票を開講日より指定された期限内に提出してください。

- ★集中講義および後期開講科目も同じ
- ②履修科目変更 指定された期限内に届け出てください。
- ③後期より開講される授業科目の変更および追加登録は、後期開講日より指定された期限内に届け出てください。

#### 4. 学費について

- ◇学費は、次の区分により期限内に納入してください。
  - ①前期分:4月末日(新入学生を除く)
  - ②後期分:9月末日
- ◇分納を希望する場合は、納入期限までに「学費分割納入願」を経理係に 提出してください。
- ◇学費が期限内に納入されない場合は、次の資格を失いますので特に注意 してください。
  - ①受験資格
  - ②各種証明書の受給資格
  - ③学割の受給資格

#### 5. 授業・試験および有効欠席

#### 【授業】

◇遅刻は授業開始から30分までとし、以降は欠席扱いとなります。

#### 【試 験】

授業科目の試験は、「文学部及び別科に関する試験並びに試験実施規程」、

「大学院に関する試験並びに試験実施規程」に基づき実施されます。以下に その概要を挙げますので、試験に臨んではこれらを遵守してください。

- 1) 定期試験の時間は、試験開始日の7日以前に発表されます。
- 2) 次に該当する者は試験を受けることができません。
  - イ. 授業の出席が規程の日数に達しない者 (当該科目の授業実数の3分の1を超えて欠席した場合には、その 授業科目の受験資格を失います)
  - 口. 学費未納者
  - ハ、休学中の者
- 3) 試験の際は、必ず机上に身分証明書を提示してください。
- 4) 身分証明書不携帯の者は試験を受けることができません。学生サポート 係で仮発行を受けてください。
- 5) 試験開始後15分を超えて試験場に入ることはできません。
- 6) 試験場に教科書、辞書、ノート等を持込むことはできません。但し、予め許可された場合はこの限りではありません。
- 7) 試験開始後20分間は、答案の提出、試験場からの退出はできません。 また、答案提出後は試験場付近の廊下に立ち寄らないでください。
- 8) 一切の不正行為を厳禁します。もし不正行為をした場合は、次の処分に 付されます。
  - イ. 当期の受験全科目(レポートを含む)を無効とし、停学処分とする。
  - ロ. 再度の不正行為または悪質な不正行為については、当該年度の全履 修科目を無効とし、かつ停学または退学処分とする。

### 【長期欠席】

◇1週間以上の長期欠席をする場合は、長期欠席届を教務係へ提出してください(代理人の提出、郵送も可能)。病気の場合は、医師の診断書が必要となります。

# 【有効欠席】

◇次の欠席理由の場合は、有効欠席承認票の発行を受けることができます。 それは下記に掲げる理由により授業を欠席した際、学生サポート係にそ の旨届け出て承認票を発行してもらい、授業担当教員が受理することで、 授業科目の受験資格に必要な条件である授業実数の3分の2以上の出席

回数の1回として認められます。あくまでも受験資格のためであり、単 位取得とは関係ありません。

欠席理由	日数	備考
忌引	1親等 10日間   父母 5日間   2親等 5日間   祖父母・兄弟・姉妹 3 日間   曾祖父母・伯父父母・甥姪 ※法縁関係は2親等相当まで   これを準用	・欠席日数は死亡日 より数える(休日 を含む) ・証明書(会葬御礼 ハガキ等)添付
学友会派遣	1か年を通じ、1人5日以内 (休日を除く)	・事前(3日前まで) に派遣届を提出し たものに限る
教育実習	定められた教育実習の期間 介護等体験は別途7日間	
博物館実習	8 日間	
就職活動	5 日間	・事前に学生サポー ト係へ相談のこと
得度・受戒・四度加行 ・伝法灌頂・勧学会	本学が定める当該期間	・これらに承仕など で出仕した者も可 (但し宗教教育係へ 要事前確認)
通学に要する交通機関が 災害等の理由で利用不可能		・各交通機関発行の 遅延証明書添付
法定伝染病及び学校感 染症、新型感染症	加療期間(医師と相談) インフルエンザは基本一週間 新型コロナは検体採取日から 指定された日	・医師の診断書添付
その他学生部協議会で 認められたもの		

- ※学外授業・ゼミ旅行は、有効欠席の対象とはなりません。
- ※集中講義は、原則として有効欠席を認めません。
- ※有効欠席届は、欠席後3日以内(休日を除く)に届け出てください。
- ※学友会派遣届は、派遣日が有効欠席の対象となるか否かにかかわらず提出 しなければなりません(休暇中の学内外での部活動の強化練習や、ゼミ旅 行も同様に派遣届を提出してください)。
- ※履修登録期間中は有効欠席の対象外です。
- ※個人的な出仕や加入団体活動は認めません。
- ※得度・受戒・四度加行・伝法灌頂について、個人として入壇あるいは出仕 した場合は、宗教教育係に相談してください。

#### 6. アドバイザー教員・オフィスアワーについて

◇本学の教育目的達成のために設けられている制度です。学生生活全般に わたって、助言と指導を求めてください。アドバイザー教員は、次のと おりです。

文学部生 年度初めに掲示する(1~2 回生)、指導教員(3~4 回生)

別科生 別科主事

大学院生 指導教員

#### ◇オフィスアワー

教員は毎週1回、研究室を開放しています。気軽に研究室を訪れ、 質問・相談をしてください。アドバイザー教員以外の研究室を訪ねることもできます。

#### 7. 掲示・郵便物・物品の販売等

#### 【大学からの伝達事項】

◇大学からの伝達事項は全て掲示されます。毎日必ず目を通じ、見落しの ないように注意してください。

### 【個人情報保護に関して】

◇個人情報保護法のもと本学における学生呼び出しの方法は、学内掲示板 に学籍番号にて掲示しています。

# 【予め許可の必要なもの】

- ◇学生または学生団体が次のいずれかに該当する行為を行う場合は、事前 に届け出て許可を得なければなりません。
  - ①掲示=掲示用紙の大きさは、新聞紙2ページ大までです。指定される 掲示場所を利用してください。
  - ②出版物・印刷物の刊行または頒布
  - ③物品販売·募金·署名活動

# 【郵便物の受け渡し】

- ◇学生の団体・各部・同好会宛の郵便物は、定期的に受け取りに来てください。書留・荷物等の場合のみ連絡しますので、総務課に印鑑を持参してください。
  - ★個人宛の郵便物は取り扱いませんので留意してください。

#### 8. 学内施設の使用

◇団体またはサークルが、学内施設の一部を使用する場合は、3日前まで に次の書類を提出してください。

場所使用許可願・集会届

★学外で集会・行事(署名運動を含む)を行う場合も、3日前(休日を 除く)までに届け出て、許可を受けてください。

#### 9. 服装と態度

#### 【学生らしい服装で】

◇服装は、宗門大学の学生として相応しいものを着用し、常に学生として の自覚と品位を保つように小がけてください。

# 10. 喫煙・飲食

- ◇大学生活が快適なものであるためには、それぞれが守らなければならないルールが必要です。特に次の事項については、充分な配慮をしてください。
  - ★喫煙:指定箇所 ★飲食:学生食堂
- ◇これらのルールに対する悪質な違反行為には厳しく対処します。

#### 11. 通学車輌

#### 【交通用具の使用について】

- ◇通学は、公的交通機関の利用または自転車・徒歩が原則です。通学途中において、交通事故の加害者あるいは被害者となることを防止する意味でも、自家用車及びバイクでの通学は控えてください。
- ◇どうしても交通用具(自転車を除く)での通学が必要な場合は、学生サポート係に申し出て許可を受けてください。無許可での車輌の乗り入れは厳禁とします。また、許可車輌であっても、所定外駐車をした場合は、以後の乗り入れを禁止とします。悪質な場合は、学則に基づき処分をする場合もあります。
- ◇路上駐車は、多くの人に迷惑をかけるので絶対にやめてください。

#### 12. 金品等の紛失・拾得

◇学内で金品等を紛失したり拾得した場合は速やかに届け出てください。 届け出のあった拾得物は、学生サポート係で3か月間保管しますので、 心当たりのある方は、学生サポート係まで申し出てください。

### 13. 交通機関の不通・気象警報などによる休講措置

### 1) 鉄道等の不通による休講について

南海電鉄、JR西日本のいずれかが災害及び事故・スト等により不通となった場合、休講措置をとる場合があります。

解除又は復旧時刻	休 講 措 置
午前6時までに解除又は復旧の場合	平常どおり授業を行う
午前7時までに解除又は復旧の場合	第2講時から授業を行う
午前10時までに解除又は復旧の場合	第3講時から授業を行う
午前10時を過ぎても解除又は復旧されない場合	終日休講

<sup>※</sup>事故等による不通の場合は、南海電鉄(高野線)、JR西日本(和歌山線) に限ります。

### 2) 気象警報による休講について

暴風、大雨、洪水、大雪のいずれかの警報が高野町・九度山町・かつらぎ町・橋本市に発令された場合は、その時点で休講となります。ただし短時間で解除が予測できる時は、大学で待機指示を出す場合があります。 休講情報は大学ホームページ、掲示等で確認してください。

警報の解除時刻	休 講 措 置
午前6時の時点で警報が解除されている場合	平常どおり授業を行う
午前7時の時点で警報が解除されている場合	第2講時から授業を行う
午前10時の時点で警報が解除されている場合	第3講時から授業を行う
午前10時を過ぎても警報が解除されていない場合	終日休講

#### 3)特別警報について

特別警報が発令された際、大学にいる場合は、速やかに安全な場合に避難し、解除されるまで待機すること。

自宅等にいる場合は、その地域の指示に従い、速やかに安全な場所に避難してください。